

## 愛媛大学外国人客員研究員の全学クラウドメールサービス利用内規

〔 令和5年11月 7日  
国際連携推進会議決定 〕

### (趣旨)

第1 この内規は、愛媛大学全学クラウドメールサービス利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第4項の規定に基づき、同条第1項各号に該当しない者である愛媛大学外国人客員研究員規程（以下「外国人客員研究員規程」という。）により受入れを許可された愛媛大学外国人客員研究員（以下「外国人客員研究員」という。）の全学クラウドメールサービスの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (資格等)

第2 外国人客員研究員は、別紙様式1の外国人客員研究員の全学クラウドメールサービス利用申請書による申請と承認を経て、全学クラウドメールサービスを利用することができるものとする。

2 外国人客員研究員は、「ehime-u.ac.jp」のドメイン名を利用する。

3 外国人客員研究員が全学クラウドメールサービスを利用できる期間は、原則として外国人客員研究員規程第4条の規定に基づき、定められた外国人客員研究員の受入期間とする。

### (メールアカウントの管理)

第3 外国人客員研究員のメールアカウントの管理は、国際連携支援部国際連携課が行うものとする。

### (利用)

第4 外国人客員研究員の全学クラウドメールサービスの利用に当たっては、利用規程第4条及び第5条の規定を準用する。この場合において、「利用者」とあるのは「外国人客員研究員」と読み替えるものとする。

### (料金)

第5 全学クラウドメールサービスの利用に当たって利用料金が発生する場合は、外国人客員研究員を受け入れる部局が負担するものとする。

### (雑則)

第6 この内規に定めるもののほか、外国人客員研究員の全学クラウドメールサービスの利用に関し必要な事項は、国際連携推進機構長が別に定める。

### 附 則

この内規は、令和5年11月7日から施行する。